## 議第17号

市道路線の認定について

道路法第8条第1項の規定により、次のとおり市道路線の認定をする。

## 市道路線認定調書

整理番号	路線名	起 終	点点	重要な 経過地	路線延長メートル
1)	徳倉三丁目 26 号 線	三島市徳倉三丁目 551 - 34			62. 40
		三島市徳倉三丁目 55	1 - 38		02. 40
2	安久 59 号線	三島市安久 205 - 32			67. 90
		三島市安久 205 - 37		_ <del>_</del>	

平成28年2月22日提出

三島市長 豊 岡 武 士